

令和3年第3回定例会 総務文教常任委員会審査記録

- 1 日 時 令和3年9月9日(木) 午前9時58分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第71号 村上市過疎地域持続的発展計画の策定について
 議第72号 村上市個人情報保護条例及び村上市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例制定について
 議第94号 令和3年度村上市情報通信事業特別会計補正予算(第1号)
 議第98号 令和2年度村上市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
 議第99号 令和2年度村上市情報通信事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 4 出席委員(6名)
- | | | | |
|----|-----------|----|-----------|
| 1番 | 渡 辺 昌 君 | 2番 | 木 村 貞 雄 君 |
| 3番 | 本 間 善 和 君 | 4番 | 高 田 晃 君 |
| 7番 | 河 村 幸 雄 君 | 8番 | 小 杉 武 仁 君 |
- 5 欠席委員(1名)
- 5番 佐 藤 重 陽 君
- 6 傍聴議員(6名)
- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 上 村 正 朗 君 | 菅 井 晋 一 君 | 富 樫 雅 男 君 |
| 稲 葉 久美子 君 | 大 滝 国 吉 君 | 山 田 勉 君 |
- 7 地方自治法第105条による出席者
- 議 長 三 田 敏 秋 君
- 8 オブザーバーとして出席した者
- なし
- 9 説明のため出席した者
- | | | |
|-------------|---------|-----|
| 副 市 長 | 忠 | 聡 君 |
| 総 務 課 長 | 東海林 | 豊 君 |
| 同 課 参 事 | 小 川 智 也 | 君 |
| 同課総務管理室係長 | 本 保 敦 志 | 君 |
| 同課情報化推進室長 | 川 崎 健 一 | 君 |
| 企 画 財 政 課 長 | 大 滝 敏 文 | 君 |
| 同課企画政策室長 | 田 中 和 仁 | 君 |
| 同課企画政策室副参事 | 田 村 政 和 | 君 |
| 同課契約検査室長 | 立 花 強 | 君 |
| 同課財務管理室長 | 榎 本 治 生 | 君 |
| 同課財務管理室係長 | 鈴 木 郁 | 君 |
| 同課財務管理室係長 | 鍋 倉 直 也 | 君 |
| 自 治 振 興 課 長 | 板 垣 敏 幸 | 君 |
| 同課自治振興室長 | 佐 藤 克 也 | 君 |
| 同課公共交通係長 | 天 井 啓 喜 | 君 |
| 会計管理者会計課長 | 菅 原 明 | 君 |
| 消 防 長 | 佐 藤 正 弥 | 君 |
| 消防本部総務課長 | 小 林 精 司 | 君 |
| 消防本部庶務係長 | 田 村 善 浩 | 君 |

選管・監査事務局長	木村俊彦君
監査委員事務局次長	東海林肇君
荒川支所長	平田智恵子君
神林支所長	加藤誠一君
朝日支所長	岩沢深雪君
山北支所長	斎藤一浩君

10 議会事務局職員

局長	長谷部俊一
次長	内山治夫

(午前 9時58分)

委員長(小杉武仁君)開会を宣する。

○本委員会の審査については、審査日程どおりに進むことに異議なく、そのように決定する。

日程第1 議第71号 村上市過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題とし、担当課長(企画財政課長 大滝敏文君)から説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

企画財政課長 おはようございます。それでは、議第71号 村上市過疎地域持続的発展計画の策定についてご説明を申し上げます。本案については、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和3年4月1日に定められた。この新過疎法は、過疎地域の環境や文化が持つ多面的な機能の重要性に鑑み、持続可能な地域社会の形成などに対する支援を行うことを目的といたしている。本市においては、旧法ではみなし過疎地域であったが、新法において市内全域が対象地域となる全部過疎地域に指定されたところであり、引き続き国からの支援を受けながら過疎対策を進めるため、本年度から令和7年度までの5年間を計画期間とする村上市過疎地域持続的発展計画を策定するものである。このたび新潟県との協議手続が整ったので、同法第8条第1項の規定により議会のご議決をお願いするものである。計画の内容といたしては、基本的にこれまでの計画である過疎地域自立促進計画を引き継ぎながら、SDGsに基づく視点を加えていることや、公共施設管理計画などの整合を図ることといたしている。旧過疎計画との変更点では、過疎対策の実効性をさらに向上させるため、10ページを御覧いただきたいと思うが、基本的事項に5、地域の持続的発展のための基本目標及び6の計画の達成状況の評価に関する事項が新たに加えられた。12ページであるが、新たに移住・定住・地域間交流の促進、人材育成という項目を加え、関係人口や移住の促進、外部人材による地域の活性化などを講じていくことといたしている。19ページであるが、地域における情報化という項目を新たに加えている。これは、ICTなどが進んだことに伴い、デジタル技術を活用して地域格差の解消などにつなげていこうという取組である。27ページであるが、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進とあるが、子育て環境の確保という部分を新たに追加し、高齢化に対処する視点に加え、子育て支援に取り組み、少子化対策を進めることを盛り込んでいる。次に、37ページであるが、再生可能エネルギーの利用の推進という項目を新たに加えている。昨今各方面で進められている再生可能エネルギーの利用と普及拡大、脱炭素に向けた取組などについて記載しているとこ

ろである。計画期間中に過疎対策事業に変更が生じる場合は、これまでと同様必要に応じて計画の変更手続を行うことができるとされている。事業の追加または中止、大幅な事業量の増減等、計画全体に及ぼす影響が大きい場合には、新たに市町村計画を策定する場合と同様、議会の議決等の手続が必要となる。県との協議の結果、軽微な変更該当する場合は、県へ変更後の計画を提出することで足りるとされている。なお、本議案と一緒にお配りしている参考資料であるが、この資料自体は議決すべき案件には含まれていないが、現時点での具体的な事業計画を登載したものである。毎年度過疎対策事業債に係る限度額が変わることから、ここに登載される全ての事業が必ずしも過疎対策事業債の支援を受けるものということではないので、あらかじめご了承くださいと存じる。説明は以上となる。

(質 疑)

- 木村 貞雄 私、一般質問の関係で利便性のある買物の関係なのだけれども、時間がなくて突っ込まなかったのだけれども、この計画見ると生活交通確保対策事業に5年間で10億円を超えている計画しているのだけれども、そういった今までの定期バスとか、そういったところのあれは変わらないで、過疎債を一方的にほとんどそれで利用するような形でいくのか、その辺をお聞かせ願いたいと思う。
- 自治振興課長 今回のこちらのほうに載っている(10)、その他、生活交通対策事業、生活交通確保対策補助金、こちらのほうであるが、これはこれまでも実施している路線バスへの補助ということで、新潟交通さんのほうの路線バス維持に係る補填の補助金ということで、これまでどおりの事業の継続である。
- 木村 貞雄 ちょっと関連して聞いていいだろうか。公共交通のことについて、関連して。
- 小杉委員長 今の原案についての質疑をお願いいたす。
- 木村 貞雄 市長の答弁のところで、スクールバスの混乗化というか、スクールバスを利用した形で一般の人も乗せるような方法だと思うのだけれども、そういったことをちょっと分かったら教えてもらいたいのだが。
- 自治振興課長 先般の一般質問の際にも簡単にご説明いたしたが、現在運行しているスクールバスのところに一般の方にも乗っていただくというようなことで、基本的にはスクールバスの運行に支障のない範囲で、空き席があればそこに一般の方も乗っていただくというような制度であって、現在関係課のほうといろいろ具体的な内容について調整をしているということで、整備が整えば来年度、新年度から試験的に実施をしていきたいというようなものである。
- 木村 貞雄 計画の中でも一番金額の多いのが下水道のほうなのだけれども、ここに浄化センターの改築更新事業、これ村上から府屋浄化センターまで、この年度ごとの順序というのはどんなふうに計画しているのか。
- 企画政策室長 順序については今ここで詳しく申し上げられないが、これ今後行われる可能性のある各施設の改修、それから整備についての金額の概算を各課に照会して、まとめたものである。今後施設の状況に応じて順序は入れ替わるものと考えている。
- 木村 貞雄 そうすると、金額的にここに年度ごとに計画があるのだけれども、それはただそれだけの過疎債を利用するというので、別にどこがどれだけの積算でやるとかという、そういう計算はしていないのだね。
- 企画財政課長 これ全て過疎債を使うことを前提に載せているものでなくて、こちらについては過疎地域の持続的発展計画に必要な事業費を積み上げた事業費ということであって、

その中で過疎債も、これがないと過疎債に手を挙げるができないので、そういうことで事業費を積み上げたものである。なお、過疎債のほかの例えば他の起債、緊急防災・減災事業債だとか緊急自然災害防止対策事業債など優良な起債もあるので、そういったものもやはり活用しながら、地域の発展のために行っていく事業ということでご理解いただければと思う。全て過疎債を使うものということではない。

木村 貞雄 もう一つお聞かせ願いたいと思うけれども、(3)の市道改良事業の殿岡南大平線、これは大滝市長のときから要望して、前の5年間で計画して、一応は1つの5年間の過疎債使ったのだけれども、それが今計画見ると、令和6年度と令和7年度に計画されているけれども、どういった関係でこれ遅れたような形になったのか。

企画政策室長 詳しい計画の内容については申し上げることができないのであるが、ただ今現在時点で原課のほうで計画しているもので、かつ優先度を踏まえて計画しているものである。ただ、この計画自体が、先ほど課長も申し上げたとおり、過疎債ほか有効な支援を受けるための基礎になるものだから、今後その計画が進んで、逆に順序が変更になる可能性も出てくる。そうした場合は、また変更という形になるが、現時点でこのような形になっているということをご理解をいただきたいと思う。なお、順序についてはほかの事業との絡まりもあるので、詳しく申し上げることができないので、そこはご理解はいただきたいと思う。

本間 善和 それでは、幾つか質問をさせていただきたいと思う。過疎債は、私は有効な起債だということで、非常に重要視している起債という格好で捉えている。その中で、木村委員のほうからも先ほど出た交通施設、村上市全域の中では交通の空白地帯、公共交通の空白地帯とか云々とかという非常に不便なところがあるということで、確かにこの計画書の中の21ページにも交通対策ということで細かく書いてある、こういうことが現状として困っているのだよと。それから、次の22ページについては、その対策という格好で、今後こういうふうな格好で進めていくというこれからのことも記載されている。その中でどのように捉えているかということをお伺いしたいのだけれども、先ほど担当の課長のほうからバス、市長も一般質問の答弁の中でスクールバスを活用した、そういう地域の乗り合いみたいなものも考えていくのだというご答弁をなされている。スクールバスというと、担当課というのは学校教育課という格好になると思うのだけれども、学校教育課と、新年度から運行させるための、先ほどの課長の答弁だと新年度からできればそんな格好で取りたいというか、どのぐらいの今まで協議を行ったのか、進捗状況、何回ぐらい教育長を含めて学校教育課長とスクールバス、それからその地域はどこなのかということは、ちょっと関連するので。

小杉委員長 すみません、一問一答なので、最初の1問から。

本間 善和 一問一答で、併せて答えてくれればありがたいと思う。

自治振興課長 スクールバスの混乗事業については関係課、主に学校教育課になる。あとは山北支所。すみません、今回の混乗事業については、まずモデル地域として山北地区を想定して試験運行をしたいというふうに考えている。これについては交通空白地域が多い山北地域、あとタクシー事業者が撤退しているというようなことで山北地域をモデル地域としてやるということが前提であるので、学校教育課、山北支所、そして自治振興課が協議を重ねている。事務担当レベルでは、これまで3回ほどいろいろ調整をさせていただいて、その際に私、それから山北支所長、学校教育課長も同席した中で打合せを行っている。大体のところを今煮詰めているところであって、

今後政策調整会議等関係課にお諮りをして、事業実施に向けて進めるというようなところで今お話をさせていただいている。以上だ。

本間 善和

地区名も分かったので、どこの地区を考えているということが分かったので、この関連の質問はあとしなが、今学校のスクールバス、使う人にすれば、住んでいる人にすれば、スクールバスにしようが何にしようが、そういうところが解消になればいいということなのだ。方法はいろんな方法あると思うけれども、その中で1つ検討していただきたいなと思っているのが、今現在新潟交通のバス路線が、全域だけれども、年間1億9,000万円ぐらいの補助金を出しているわけだ。この5か年計画でもコンスタントにその金額が計上されている。そういうことで、新潟交通さんのバス、山北地域の現状のことをいくと、非常に銀バスというのだから、50人乗りのバス、現状を課長は山北の人だから、乗っている人数、それから補助金を出しているときの結果等、補助金を出すときの結果等の審査のときに年間の乗っている人の人数とか全て出てくると思うので、非常に少ないということがもう分かると思う。それで、新潟交通さんの路線バスに補助金を出している、その金額というのは幾らかということでは聞かないけれども、山北地区の。それに見合うような格好の金をやって、補助金というのを出して、新潟交通さんにちっちゃいバスで運行できないかというようなことも検討しているのだろうか、そういうことは。

自治振興課長

今ほどのご質問の件だが、具体的にバスを例えば小型化して運行とか、そういうふうなお話は今していないが、そういうふうな考え方というのを1つあるというのは以前から議題というか、いろんな話合いの中に出ている。それで、今ほどご質問あったように、新潟交通さん今17系統ほど市内運行をやっていて、山北地内についても3系統ほど運行しているわけだが、それらを今ほど議員おっしゃるように小型化だとか、例えば別の方法で運行するというようなことについては、やはり検討が必要なのだというふうなところは事業者側、それからこちら行政側とも同じ認識である。1つには公共交通の利用を増やすというような観点、それから利用者側からとって利便性のある公共交通の提供の仕方というような部分において様々な手法があるので、それらを1つの手法だけでなく、複合的に絡み合わせて使いやすい公共交通にしていきたいというようなことで計画の中でも様々な手法を提案しているので、それらを検討していきながら、一度にというわけにいかないの、少しずつ改善していくような形で考えている。

本間 善和

できれば、新潟交通さんもやっぱり職員のことを雇っているものだから、いきなり会社のことを営業できないようなこともできないと思うので、そういう方々を使って、私のこれは案なのだけれども、そういう方がそのまま勤めてもらって、その運転手さんがのりあいタクシーではなく、乗り合いバスみたいなちっちゃい格好で、必要な人のところに、必要な場所に、時間に行くという格好で、ほかの地区はタクシーでやっているわけだ。できればそんな格好で新潟交通さんの今の従業員を使って、営業所も使って、車も小さくしてもらって、そういう必要なときに必要な場所に行くというようなことをぜひとも私は考えていただきたいと、そう思っているのだ。これは学校の乗り合いバスがオーケーになれば、またそれで違うのだかもしれないけれども、両面で検討していただきたいと、そう思っているの、副市長、いかがか。

副市長

スクールバスでの混乗という話合いは、今課長が申し上げたように進めているということだし、路線バスに子どもたちをとという観点も今委員がおっしゃるような観点

からすれば、それも一つの方法としてはあるのかなというふうに今ご意見をお聞きして思った。なので、いずれにしてもそれでも空白地帯があるわけであるので、バス事業者にとっても、しっかりとその地域で営業しながら、地域の住民のためになっていただけるような公共交通の在り方を今後さらに事業者と一緒に検討を進めさせていただきたいというふうに思う。

本間 善和

ぜひとも新潟交通さんとも折衝していただきたいと、そう思う。よろしく願います。次の質問に移っていいか。

小杉委員長

どうぞ。

本間 善和

次に、この計画の中で、私自分が生まれたところは山北なので、ちょっと山北のところで気になったのだけれども、この計画書というのはマネジメントプログラムのやっぱり連携しているということは非常に分かる。全てがここに掲載されているということではないと思うけれども、その中でもマネジメントプログラムに掲載されている交流の館「八幡」、皆さんご存じだと思うけれども、プログラムの中では今年度中に施策の方針を検討、方針を決定する。令和3年度、あともう数か月しか残っていないのだ。その中で耐震の工事や劣化がひどい、改修するのか中止するのか廃止するのかと、非常にこれせっぱ詰まった問題だと思うのだ。多額の金額を要する、どこに転ぼうが、廃止するのであれば廃止だということで、これは前もって、指定管理者もいるものだから、非常にこれは早めの結論を出さなければならないことだと思うのだ。そして、こういう修繕とか云々とかかかっているのだという方針を決めるのであれば、この計画の中に私は過疎債でもなければ造ることできないと思うのだ。

小杉委員長

本間委員、今回の議題の計画に対する質疑でお願いしたいと思うし・・・

本間 善和

入っているよ、計画に。

小杉委員長

なお、簡潔にお願いいたす。

本間 善和

そういうことで、どう捉えているのか。交流の館「八幡」を今ここには掲載されていないということで、だけれども、こちらのほうの詳細には入っていると、どう捉えているのかなと思ったので、その辺のところを担当課として、担当課なのか企画財政課長なのか、どういう協議をして八幡のことは載せなかったのかお伺いしたいと思う。

企画財政課長

この事業計画の中に載せているというのは、ある程度やはり事業が具体化している部分について載せてある。今後その方向性だとか、こういったものがまだ不確定な部分については、それが明らかになった時点で、先ほども申し上げたが、この計画は変更することが可能であるので、そういうことである程度方向性が、事業を進めるということが確実になった時点でそれは変更して、登載をするというふうな手続である。以上である。

本間 善和

課長、そうしたら、それと同じことなのだけれども、関連だけれども、今どのぐらいの進捗状況で検討というのは進んでいるのか。今年度中という結論を出すものだから、この八幡の廃止するのか中止するのか、その辺のところを山北支所も入っているだろうし、指定管理者とも検討していると思うのだけれども、どの辺の段階まで行って、どういう調査、検討内容になっているのか。

総務 課長

マネジメントプログラムの中では、今年度、来年度で各施設の方向性は確定していくよということはこれまでもご説明を申し上げている。すみませんが、各個々の施設の今例えば検討状況の進捗がどこまでここに、これはどうか、これはどうかとい

うのは私どものほうで全て把握しているわけでないので、今ちょっとここで私のほうでお答えすることはできないので、ご了解いただきたいと思う。

本間 善和 こういう過疎計画をつくったときには、できれば私は今年度中というのは、担当課これ観光課だと思っけれども、観光課とその項目については、これマッチしてくるものだから、やはり状況を担当課でなくてもあなたのほうで、総務課のほうで聞き取るとか、今そういうことが、私はここで、聞いてきてこの計画書ができていたのだなと思っているものだから、できればそういうことは聞いておいていただきたいと思う。今答えできないのだったら、それで結構である。

総務 課長 さっき企画財政課長申し上げたとおり、マネジメントプログラムと今の過疎計画、それが全てもう全項目が一致するものではないということはちょっとご理解をいただきたいと思う。それと、マネジメントプログラムの進捗状況も、当然私どもでは各課のヒアリング等も行いながら、確認はしているけれども、施設によっては今目標として令和3年度、令和4年度で方向性を出していくことはしているけれども、ものによってはいろんな関係者もいるわけであるので、時期が遅れるものも出てくるだろうし、早く決定するものも出てくるということであるので、それはそれということでももちろん方向性は出していくが、過疎計画とは一致できないということは、過疎計画を逆にそちらが方向がまた固まれば、過疎計画は過疎計画で必要により変更はしていくということであるので、そこだけはちょっとご了解いただきたいと思う。

本間 善和 最後に1点、火葬場のことについてお伺いしたいと思うが、今回マネジメントプログラムだご存じの3か所の火葬場の統合とか修繕とかどうしていくのかという方針を今これから来年、令和4年度に向けて検討していると思うけれども、この過疎計画の中では村上の火葬場1点だけが修繕という格好で載っている。これは特に村上の火葬場を検討した結果、統合するのか、いや、村上の火葬場をみんなのところを直さなければならないということを書いてあるのだけれども、村上だけを計上していると、これ何か意図はあるのか。

総務 課長 マネジメントプログラムの中で、火葬場についてもほかの施設と同様にこれからの在り方、村上だけではないので、今後の在り方、前からももちろん議会でもいろんなご指摘もいただいているし、検討はしている。ただ、過疎計画にどの施設もやっぱりもう老朽化が進んでいる部分があるので、その分がここに、なぜ村上だけというのはちょっと私今答えられないのだけれども、今必要と思われる修繕で確定しているものを載せたということだと思うが、補足があれば企画財政課のほうからお願いします。

企画財政課長 今総務課長申し上げたとおり、火葬場の今後の在り方についてはまさに今検討中であって、もちろん荒川、村上、山北と今3施設ある。ここに今載せたのは担当課のほうで計画が、村上の火葬場の修繕が必要だというふうなことで計上したものであるので、当然今後の市全体の火葬場の在り方について、それも変更はあり得るものというふうに考えている。今時点の計画ということでご理解いただきたいと存ずる。

本間 善和 課長、修繕しなければならないのは、3か所とも俺あると思うのだ、ここに書いてあるように、どれもこれも。だから、担当課が村上の火葬場だけ上げたから、ただそれだけ上げましたよというのではなく、あなたのほうでこの過疎計画表をつくっていくときに、そうしたら山北と朝日の火葬場どうするのという格好でやっぱり私は聞き取るべきだと思うのだけれども。

企画財政課長 これを策定する作業ということで、当然に私ども担当が各課に聞き取りをいたしている。それは何度となくやり取りをして、今この計画をつくり上げたということであるので、その点ご理解いただきたいと存ずる。

高田 晃 私からも、この過疎地域持続的発展計画読ませていただいた。課長からの説明があったとおり過疎法、特措法改正されて、村上市も晴れてというのか、みなし過疎から完全・・・晴れてという言葉はちょっと妥当ではないかもしれない。一番心配していたのがみなし過疎が切られるのではないかというふうな情報が去年の暮れあたり入っていたものだから、一安心しているところなのだが、その後持続的発展計画促進計画から変えて、短い間で時代を見越した新規事業、人口減少を見据えた中、あるいは情報化社会を見据えた中、非常によくつくられているのではないかなというふうに思うが、私の私的な考えだと対策の内容、具体的に欠けるかなというふうな部分もちょっと多々あるように感じる。ちょっと質問だが、今本間委員からもいろいろ話があった。私も眺めていて、33ページ、このいわゆるスポーツ施設関係、体育施設関係のところにも幾つかあるが、今の話だとやっぱりマネジメントプログラムとの整合性、4番では整合性を図るのだと言いながらも全てがリンクしているのではないという話だが、どうも荒川総合体育館、神林総合体育館、朝日総合体育館、山北多目的グラウンド、マネジメントプログラムの中の年度とか、いわゆる方針決定、さらには現状維持というふうにプログラムには載っているのだが、これを見るともういついつ設計いつして、工事いつするというふうになっているのだが、この辺の考え方というのはいかがなものなのか。

企画政策室長 お答えする。ここでいう過疎計画にあるマネジメントプログラムとの整合という部分については、従来過疎法によって整備された施設に関することが非常に問題になって、というのは華美な施設であるとか、利用が少ない施設をいろいろ建てている部分が指摘されているので、そうした部分で公共施設の在り方をやはり整合を取りながら、整備すべきものは整備する、しないものはしないということでの整合を図るようにしなさいよということで、基本的にこの文言を加えなさいというふうな指摘があるものである。そこで、村上市のほうも委員おっしゃったとおりマネジメントプログラムを計画して、今一生懸命その協議をしている段階であるので、今後協議が進めば、具体的な方針に沿って過疎計画も整合を図るということで考えている。なお、ただ今利用があるところを日々の維持管理であるとか安全性とかもあるので、やはり現段階で原課としてはふだんからの整備をかけていかなくてはならないというのは通常当たり前というか、安全性能があるので、そうした部分で修繕をするということはどうしてもこれは出てくるわけである。ただ、これが全部それに基づいて、整備しないのだというわけではなかなかいかない部分もあるので、そこはご理解をいただきたいと思う。ただ、今後整備計画そのもの、それからマネジメントプログラムと合わせた形で計画がきちんとできたときには、なお過疎計画、それから様々な個別計画も合わせて見直されるものと理解している。

高田 晃 よく分からないのだ、その答えだと。私言っているのは、確かに総務課長、企画財政課長言うように、今のマネジメントプログラムと過疎計画、様々な面で整合の取れるところもあるし、今後変化するところもあるし、情勢を見極めながらということでは理解するのだ。ただ、多分この体育施設の関係については、今審議会でもスポーツ施設整備計画、これを今、まだ出ていないのだから、答申を出そうとしているさなかだ。その方針が決定されていない中で、この過疎計画の中にもう明確に例えば

荒川体育館、あるいは朝日体育館、これ耐震の関係だ。この耐震の計画は、総合計画にも多分載っているのだ。これがもう明確に年度、実施設計何年、工事何年と、さらには多目的グラウンドが1つあるのだけれども、これは全く現状維持の施設にもかかわらず、ここにいう工事期間も入っていると。ややもすると見ると、今説明聞くと分かるのだけれども、説明聞かないで、これだけ見ると、やっぱり敏感に反応する方もいるものだから、ちょっとその辺を心配して質問をしているのだ。その辺はいかがなものか。課長でもいいし。

企画財政課長 これ本当におっしゃるとおり体育施設の整備計画今まさにこれ策定中というふうなことであるが、今申し上げたとおり最低限、最低限ではないけれども、必要な修繕というふうなことで原課のほうから上がってきているので、やはりそういったことで今時点で必要と思われるものをここに計上している。何度も申し上げているけれども、これはやはり今後の大きな方針によって変わっていくという可能性もあるので、そういうことも含んでいるということでのことで、こちらについては今回国に提出する資料ではないのだけれども、一応現時点の計画というふうなことで、参考資料ということで提示をさせていたものであるもので、よろしく願いいたす。

高田 晃 分かった。ぜひせつかく担当課のほうで十分綿密に将来展望を見据えながらつくった非常にいい計画だが、見方によってはちょっとこの数字が独り歩きするところもあるので、その辺十分注意していただきたいと思う。

渡辺 昌 すみません、ごくごく基本的なことをお聞きする。基本計画期間が令和3年4月1日からとなっているのだけれども、その辺ってどういう感じなのかちょっと教えてください。もう既に入っているわけだけれども。

企画政策室長 計画期間は遡及するようになっているので、4月1日に遡るような形で適用される。
渡辺 昌 計画の達成状況について、毎年度外部有識者による会議を開催しとなっているけれども、今考えられている外部有識者、どういう方が教えてください。

企画財政課長 今総合計画の進捗検討会議と併せて、総合戦略の進捗検討会議も行っている。その会議を活用しながら、今後はこの過疎計画の進捗について検討、評価をいただくというふうなことで考えている。委員の構成については、室長のほうから答えさせる。

企画政策室長 委員の構成については、金融団の方から第四銀行の支店長、それから村上商工会議所の理事、それからNPOの代表、あと大学の教授、あとは農業協同組合の組合長等で構成されている。

渡辺 昌 今考えている人数。

企画政策室長 人数は8名である。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第71号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第2

議第72号 村上市個人情報保護条例及び村上市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（総務課長 東海林 豊君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

総務 課長

議第72号 村上市個人情報保護条例及び村上市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例制定についてである。本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、こちらが改正されたことに伴ってこれまで引用している条項の号ずれが生じているので、その改正をするもの、それとデジタル庁設置法の施行に伴い文言の修正が必要となったことから、所要の改正を行うものである。以上である。

（質疑）

（「なし」と呼ぶ者あり）

（自由討議）

（「なし」と呼ぶ者あり）

（討論）

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第72号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第3

議第94号 令和3年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第1号）を議題とし、担当課長（総務課長 東海林 豊君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

総務 課長

続いて、議第94号 令和3年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第1号）である。歳入歳出にそれぞれ540万円を追加し、予算の総額を3億2,040万円にしようとするものである。補正予算書の7P、8Pをお開きいただきたいと思う。初めに、歳入である。今回の補正財源といたして、第4款繰越金で前年度繰越金に410万9,000円を、第5款諸収入では建物共済災害共済金に129万1,000円をそれぞれ追加するものである。この災害共済金は、議会の初日でもご質問があったが、歳出に計上してある神林地区の施設維持管理経費の工事請負費に対する共済金である。本年2月に強風によって神林の山田地内の伝送路の破損について、応急復旧はして、特に今通常の形で動いているけれども、これから強風期を迎えるということで、その前に本復旧をするということであって、その工事費に対する共済金である。共済金については、今回原因が風害ということであるので、50%が支給される対象になるということである。それから、次のページをお開きいただきたいと思う。歳出の補正である。第1款総務費の施設管理費で山北地区及び神林地区の施設維持管理経費に工事請負費を追加するものである。山北地区については、板貝橋の脇のところは光伝送路の復旧工事について、今回地権者の意向によって地下管の経路が変更になって、そのことによる工事費の増嵩分を増額するというので280万円を追加するものである。次の神林地区の工事費については、先ほど歳入で説明いたしたとおり2月

の強風による破損した伝送路の本復旧費として260万円を追加するものである。以上である。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第94号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第4 議第98号 令和2年度村上市土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、担当課長（企画財政課長 大滝敏文君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

企画財政課長 それでは、議第98号 村上市土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてご説明を申し上げます。決算書の210Pからとなる。御覧いただきたいと存ずる。最初に214P、215Pを御覧ください。歳入であるけれども、第1款財産収入は土地開発基金運用の利子収入2万1,041円である。第2款土地開発基金借入金50万4,504円は、朝日まほろばインターチェンジアkses道路用地取得に係る土地開発基金からの借入金である。続いて、次のページの216、217Pを御覧ください。歳出であるが、1款1項1目の土地取得費50万4,504円については朝日まほろばインターチェンジアkses道路の用地取得に係る土地購入費である。次に、2款1項1目の土地開発基金費の土地開発基金積立金2万1,041円については、土地開発基金運用の利子収入と同額を土地開発基金に積み立てたものである。次の218Pを御覧ください。実質収支についてであるが、歳入歳出ともに総額で52万6,000円となっている。以上で説明を終わる。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第98号については、起立全員にて原案のとおり認定すべきものと決定した。

日程第5 議第99号 令和2年度村上市情報通信事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議

題とし、担当課長（総務課長 東海林 豊君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説 明）
総務 課長

それでは、議第99号 令和2年度村上市情報通信事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明をいたす。決算書のほう223、224Pをお開きいただきたいと思う。歳入である。第1款1項1目情報通信施設負担金については、設置に当たり負担をいただくものであるが、22件の負担金をいただいたもので、前年度比3件の増となっている。次に、2款使用料及び手数料の説明欄1、情報通信施設使用料現年度分5,266万8,630円であるが、収納率が97.7%、前年度比で1.6ポイントの増となっている。2の滞納繰越分205万6,260円であるが、こちらは収納率46.4%、前年度比こちらも7.1ポイントの増となっている。次に、3款繰入金は一般会計からの繰入金である。3億2,005万7,000円で、前年度比1億688万8,000円の減となっている。これについては、歳出で後ほどご説明をいたすが、起債の償還費が減となっていることが主な要因である。次に、4款繰越金の前年度繰越金941万8,185円であるが、前年度、令和元年度についても987万5,960円となっていて、ほぼ前年度並みとなっている。次に、第5款諸収入の雑入であるが、1、光伝送路等貸付料2,855万3,554円で、これはNTT東日本ほか計4業者へ貸し付けた分の収入である。2の道路改良工事等支障施設工事補償料169万1,586円は、県道高根村上線ほか2路線で計3路線分の工事に伴う補償料である。続いて、歳出であるが、次のページをお開きいただきたいと思う。第1款1項1目一般管理費の説明欄1、情報通信事業一般管理経費1,366万1,731円で、前年度比73万3,298円の増となっている。こちらについては、消費税の納付額の増などにより増となったものである。次に、2の情報通信事業職員人件費2,374万4,884円、こちらについては担当職員3人分の人件費である。次の2目施設管理費の1、山北地区施設維持管理経費は9,840万4,758円で、前年度比で103万774円の増となっている。こちらについては、冬季の強風等による修繕料の増が主な要因となっている。次の2、朝日地区施設維持管理経費1億625万2,058円で、前年度比で430万8,923円の減となっている。こちらについては、告知端末機の借上料が機器の再レンタルにより、また情報センター機器等のリース料についても機器の再リース等によってそれぞれ減額となったことが主な要因となっている。次のページをお開きいただきたいと思う。3の神林地区施設維持管理経費8,737万149円であるが、前年度比154万9,756円の増となっている。こちらについては、冬季の強風等の影響による修繕料の増が主な要因となっている。次に、第2款の公債費である。第1項1目の起債償還元金であるが、7,554万9,027円で、前年度比1億293万1,804円の減となっている。1項2目の起債償還利子であるが、80万292円で前年度比194万3,316円の減となっている。これによって、令和2年度末の未償還元金であるが、1,771万6,196円となっている。次に、3款1項1目予備費であるが、一般管理経費の消費税の不足分等に充てるため120万9,100円を充用している。次のページをお開きいただきたいと思う。実質収支である。これ1,000円単位であるが、歳入総額4億1,562万6,000円、歳出総額4億578万3,000円で、差引きで984万3,000円が実質収支となっている。以上である。

（質 疑）
渡辺 昌

端末のことなのだけれども、今現在は3地区とも同じ形のものを使っているのだろうか。

- 総務 課長 同じである。
- 渡辺 昌 あと先ほど収入のところ、新しくつけられた方、22件だったのだけれども、この人口減少とか見ると、外す数というのかなりあると思うのだけれども、どのくらいあるか分かるか。
- 総務 課長 すみません、室長のほうから詳細説明をさせる。
- 情報化推進室長 外した件数なのだけれども、今ちょっと正確な数字が分からないのだが、山北地区はなくて、朝日地区のほうで35件、あと神林地区のほうで29件となっている。1年間だ。
- 渡辺 昌 あと去年議会だよりの関係で村上に移住された方の20代の方の話聞く機会があった。そのときに集落の回覧板はあるのだけれども、例えば共同作業の事前の前の日の連絡とか、大事な用事を区長さんが端末を使って放送するのだそうだ。それで、やはりどうしても集落で生活するには端末が必要だということで、新しくつけたのだそうだけれども、若い方にとってはかなりの金額、4万幾らだったかな、だと思うのだ。それで、今移住者に対してかなり補助金みたいな移住に関する補助金あると思うのだけれども。こういう端末に関しても、全額とまではいかないまでも、半額あるいはある程度の補助というのを今ないと思うのだけれども、そういうのは考えられないだろうか。
- 総務 課長 現状そういう補助制度は実際ない。あと今端末についても、これから今の形から新しい形に変えていくということで今計画にもう入っているんで、そのときにはやはりいろんな見直しが必要と思っている。今のご意見も大変貴重なご意見だと思うので、そこら辺も今後の検討の中で参考にさせていただきたいと思う。
- 高田 晃 今こちらの見直しをしているということなのだが、具体的に切り替わるのっていつ頃の予定か。
- 総務 課長 今の予定では、令和6年になるかなということで、今の端末機器のもう機械が大分古くなっているものだから、新しい形に、方式に変えていかなければならないということがあつたものだから、それで今どういう方法がいいかということを検討しているという状況である。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第99号については、起立全員にて原案のとおり認定すべきものと決定した。

○以上で本委員会に付託された案件の審査を終了し、本委員会の報告を委員長に一任することを決め、閉会する。

委員長（小杉武仁君）閉会を宣する。

(午前11時02分)

